

第2期東京都いじめ問題対策連絡協議会（第1回） 会議記録

1 日 時 平成28年11月28日（水） 午前9時30分から正午まで

2 場 所 東京都庁第二本庁舎31階 特別会議室27

3 出席委員

森田会長、出張会長職務代理者、延與委員、箕輪委員、花本委員、中島委員、有馬委員、鳥海委員、真保委員、朝日委員、野村委員、前島委員、佐藤委員、清水委員、木澤委員、池本委員、高山委員、相原委員、石川委員、伊藤委員（20人）

※ 欠席委員：加藤委員 松山委員 中根委員、酒井委員、奥村委員、正木委員、永見委員（7人）

4 事務局参加者

教育庁：冠木 指導部指導企画課長、小寺 指導部主任指導主事
青少年・治安対策本部：重成 総合対策部青少年課長、和田 青少年担当課長
生活文化局：吉原 私学部私学行政課長

5 会議記録

【事務局（小寺主任指導主事（生徒指導担当））】

本日は、東京都いじめ問題対策連絡協議会全委員27条で定めている定足数に達しております。なお、野村委員、それから朝日委員については、遅れて参加される旨の御連絡をいただいております。

それでは、ただいまから東京都いじめ問題対策連絡協議会の第1回会議を開会いたします。

初めに、東京都教育委員会教育長、中井敬三より御挨拶を申し上げます。

【中井教育長】

皆様、おはようございます。東京都教育委員会教育長の中井でございます。公私ともにお忙しい中を、本会議にお集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。

いじめ防止対策推進法ができてから3年余り、そして東京都におけるいじめ防止対策推進条例ができて2年余りが過ぎたわけでございます。この間、関係機関の皆様方、そして関係団体の皆様方、学校関係者の皆様方それぞれにいじめ問題対策に対する取組をしていただき、今日に至っております。改めて皆様の御尽力、御協力に心より感謝申し上げる次第でございます。ありがとうございます。

この間、私立学校、公立学校を含めまして、いじめ防止の基本方針をそれぞれの学校で策定していただき、そして学校いじめ対策委員会を各学校の中に設置をしていただいております。その対策委員会は常に、いじめがあった場合もそうですし、そうでない場合もその対策ということで、要は教員個々人が対応するのではなく、組織として対応するという取組を進めてきていただいております。その効果は法律施行以前より相当に高まっているというふうに私どもも考えているところではございますが、しかしながら、いじめがなくなったという状況にはまだまだ至っていない状況でございます。全国においても、重篤な事案はマスコミ等でも報道されておりますし、都内においても同様に、そういった例はまだまだございます。いじめというのはどこでも、どの子にも起こり得るものであるということ、関係者全ての人々が常に意識をしながら取り組んでいかなければならない、そういう息の長い取組をしていかなければならないのだ

ということを改めて感じております。

そういった中で、このいじめ問題対策連絡協議会が第2期を迎えましたが、今日の状況を鑑みますと、更なる取組が必要であるというふうに感じております。全国的に見て、各学校のいじめの認知率というのは、相当の差がある状況です。桁が一つ違った状態で、都道府県の認知率に差があるわけですが、これは都内の区市町村それぞれの教育委員会における認知率も公表させていただいておりますが、都内においても同様に桁が違う状態で、差があるという実態がございます。これはいじめの実態がそれだけ差があるというよりも、各学校のいじめの認知の仕方、日々の対応の仕方に大きな差があることから生じているのではないかとこのように推測せざるを得ない、それほど大きな数字の違いというふうに考えております。

こういったことは一つの現象としての例でございますが、その他、やはりいじめに対する取組ということについては、先ほど申し上げたとおり、どこでも、そしてどの子にも起こり得るとこの認識の下に、関係者全てが常に注意力をもって、小さなことでもしっかりと対応していくという姿勢が必要だろうと思わざるを得ない、そういう事象の一例であると思っております。皆様方のこれからの御協力、御支援を更にお願ひしたいと考えているところでございます。

本日、関係機関の方々にお集まりいただいております。いじめの問題は学校だけで対応できるものではない、保護者、地域、そして関係機関、関係団体の御協力があつて初めて前進するものでございます。そういった点を御理解の上、これからの連携協議を引き続きよろしくお願い申し上げます。

【事務局（小寺主任指導主事（生徒指導担当））】

教育長につきましては、他の対応のため、ここで退席させていただきます。

【中井教育長】

どうぞよろしくお願い申し上げます。

【事務局（小寺主任指導主事（生徒指導担当））】

次に、本連絡協議会の委員の紹介でございます。本来ならば、お一人お一人を御紹介させていただくべきところですが、時間の都合上、お手元の資料1の委員名簿をもって紹介に代えさせていただきますと存じます。また、委嘱状又は発令通知につきましては、各委員の皆様の机上に配布させていただきますので、これをもって交付に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

次に、私の方からこの連絡協議会の規則について御説明をさせていただきます。資料2を御覧いただきながらお聞きいただければ幸いです。第1条の趣旨につきましては、この規則は、東京都いじめ問題対策推進条例に基づき、本協議会の組織、それから運営に関して必要な事項を定めるものであります。第2条の所掌事項については3点ございます。1点目は、都区市町村又は学校におけるいじめの防止等のための対策の推進に関する事項。2点目は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携に関する事項。3点目はその他となっております。第3条の組織につきましては、本協議会は学校、都の教育委員会、児童相談センター、東京法務局、警視庁その他の関係機関、関係者により構成される30人以内をもって組織とすること。実際には27人の委員となっております。また、この委員は都の教育長が任命、委嘱するとなっております。第4条の委員の任期については2年、第2期の委員の皆様に関しましては、平成28年8月1日付で任命させていただき、平成30年7月31日までといたしております。第5条の会長につきましては、委員の互選によって定めること、また、会長は協議会を代表し会務を総理すること、会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理することになっております。第6条でございますが、委員の過半数が出席しなければ協議会は開くことができない、また、決定事項がある場合につ

いては、過半数で決し、賛否同数の場合は会長が決することとなっております。第7条、庶務については、私ども東京都教育庁において処理することとなっております。雑ばくでございますが、本協議会規則についての説明は以上でございます。

次に、ただいま御説明申し上げた規則に基づき、会長を選出していただきたいと存じます。どなたか立候補される方はいらっしゃいますでしょうか。

(なし)

【事務局（小寺主任指導主事（生徒指導担当））】

いらっしゃらないようでございますので、どなたかを御推薦いただきたいと存じますが、いかがでいらっしゃいますでしょうか。

(前島委員、挙手)

前島委員、お願いいたします。

【前島委員】

東京都中学校長会の代表の多摩市立多摩中学校の前島と申します。いじめ問題をはじめ、児童・生徒の健全育成対策の専門家であり、文部科学省のいじめ防止対策協議会の座長でいらっしゃる、大阪市立大学名誉教授の森田洋司委員に引き続き会長をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

【事務局（小寺主任指導主事（生徒指導担当））】

ありがとうございます。ただいま、前島委員から、森田委員を会長に推薦したいという御発言がありました。皆様にお諮りいたします。森田委員を本連絡協議会の会長に選出することについて、御意見はございますか。

それでは、御賛同いただければ、拍手をお願いしたいと存じます。

(拍手)

皆様の御了解を頂きまして、森田洋司委員が本連絡協議会の会長に選出されました。それでは、森田委員には会長の席に御移動いただければと思います。よろしく申し上げます。

早速でございますが、森田洋司会長から一言御挨拶を頂きたいと存じます。

【森田会長】

改めまして、皆さんおはようございます。ただいま、会長を仰せつかりました森田でございます。

この本会議、関係団体、関係機関並びに学校関係者と行政、それぞれのところで、今回2期に入っておりますが、1期はいろいろと取り組んでいただきまして、それなりの効果が徐々に出てきつつあるという段階だと思っております。国の法律に照らしましても、ちょうど施行3年を迎えます。3年に当たりまして、改めてそれぞれの取組を振り返っていただき、これからの子供たちのために、ますますそれを充実させていただくという取組が今の段階で必要かと思っております。

本日は、いろいろな団体のこれまでの取組を総括していただき、さらに次に向けて何が課題かということも改めて確認しながら、次期に向けて、ますますこのいじめの対応策を充実させていきたいと思っております。どうぞ皆様方、よろしく御協力をお願いいたします。

【事務局（小寺主任指導主事（生徒指導担当））】

続きまして、規則に基づき、会長より、会長の職務を代理する者一人を御指名いただきたいと存じます。

会長、よろしく申し上げます。

【森田会長】

それでは、会長職務代理者として、本連絡協議会の庶務を担当しておられる東京都教育庁指導部の部長

であります出張吉訓委員を指名したいと思います。

【事務局（小寺主任指導主事（生徒指導担当））】

ただいま、会長から、本連絡協議会の会長職務代理者として出張吉訓委員が指名されました。出張委員には会長職務代理の席に御移動いただければと存じます。

それでは、職務代理、出張委員から御挨拶をいただきます。

【出張会長職務代理者】

改めて、おはようございます。ただいま、会長から職務代理を任命されました指導部長の出張と申します。会長を支えながら、いじめ対策に関して実りあるものにしてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

【事務局（小寺主任指導主事（生徒指導担当））】

これより、協議に入ります。協議の進行は森田会長にお願いをいたします。

【森田会長】

それでは、ただいまから協議を行います。皆様方、進行に、限られた時間でございますので、御協力いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

初めに、事務局より、改めて東京都におけるいじめ防止等の対策について御説明いただきます。よろしくをお願いいたします。

【事務局（小寺主任指導主事（生徒指導担当））】

改めてよろしくをお願いいたします。資料ですが、1、2とペーパーがございまして、その下に留めてある冊子形式の、「東京都におけるいじめ防止等の対策」がございまして、これに基づき御説明をさせていただきたいと存じます。

この冊子のページでございまして、2か所に振られておりまして、上の肩に付いている番号が総通しページになってございます。こちらのページで説明させていただきたいと存じます。

後ろの方、81ページをお開きいただきたいと思います。横置きの方でとじられているページでございます。御案内のとおり、平成25年9月からいじめ防止対策推進法が施行されております。東京都はこの法の施行を受けて改めて、いじめはどの学校でも、どの子にも起こり得るとの認識に立ちまして、私どもの対策の徹底のため、平成26年6月に条例を制定いたしました。この左側の段にはまず、法律の概要が示されております。法は、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するという目的の中で、国や地方公共団体、あるいは学校の設置者、学校や教職員、保護者の責務等を規定しているものでございます。また、その下に、国のいじめ防止等のための基本的な方針等が掲載されておりますが、この法律の、ある意味では逐条解説的な趣旨で方針がございまして、中段に私どもの条例の概要が示してございまして、目的は、いじめ防止のために東京都全体で責務を明らかにして、公立学校、私立学校あわせて基本的な事項を定めているところでございまして、対象は法律に準じて、小・中・高等学校、それに準じる中等教育学校、それから、義務教育学校、幼稚部を除く特別支援学校となっております。条例の規定の考え方でございまして、基本的には、法律で何々するよう努めるとか、何々することができるといった努力義務、できる規定となっているものについて、改めて明確に組織を設置することが中心となっております。この会である東京都いじめ問題対策委員会も、その一つでございまして、そのほかに教育委員会の附属機関であるとか、重大事態を再調査するための知事の附属機関等の設置が定められてございまして、また、法律で義務として規定されている内容については、特に必要と考える事項を除いて、条例には一つ一つは規定せず、そのまま法を適用するという捉え方をしております。

この次のページ、82ページには、法律の具体的な規定、それに対照の形で条例の規定を示しているところがございます。時間の関係上詳しく説明する時間がございませんが、後ほど御覧をいただければと存じます。

お戻りいただきまして、81ページでございます。この条例については施行から2年がたちまして、様々、私どもとしてもその成果を検証する時期になってございます。この委員会でも、様々な連携という視点から、これまで学校の取組がどうであったかといったことを検証することを、本日は是非お願いをしたいと考えております。右側には、条例に基づき策定という縦の列になってございますが、上に東京都いじめ防止対策推進基本方針となっております。こちらも条例に基づいて、法律では努めるとなっているものを、改めて東京都としては明確に策定したものでございます。ほぼ条例と同じ時期に併せて策定しており、こちらは公立学校及び私立学校を対象とした具体的な取組を示してございます。いじめ問題の基本的な考え方として、いじめを生まない、許さない学校づくり、あるいは、児童・生徒をいじめから守り通し、主体的な行動を促す指導、教員の指導力向上と組織的対応、保護者、地域、関係機関との連携を掲げております。また、都における取組としては、条例で規定されている組織の設置等についてとなっております。ここで、その下にいじめ総合対策となっておりますのは、東京都教育委員会が公立学校を対象に定めたものでございます。本日は私立、公立両方に関わる委員会でございますので、こちらの詳しい説明は省略させていただきますが、この基本方針の全文についてはこの冊子の31ページ以降、また、総合対策については41ページ以降に全文を掲載させておりますので、後ほど御覧いただければと存じます。

様々な規定や方針が策定されてから2年以上が経過いたしました。これらの制度や取組例を、子供を守り通すための実効性のある対策に高めるのは、これまで以上に学校と保護者、それから地域の方々、関係機関、団体の皆様方との強いきずなに基づく連携協力体制というふうと考えております。本協議会において、これらの規定や方針を真に実効性のあるものにしていただくために、本日は貴重な御意見を賜りたいと思っております。以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

【森田会長】

はい、ありがとうございます。それでは、ただいまの説明につきまして、御質問はございませんでしょうか。限られた時間でございますので、まとめて御質問をお受けしたいと考えております。いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。また後の御報告等、あるいは協議等の中でまた改めて御質問と御意見を賜れば結構かと思っておりますので、ここはこれで終わらせていただきまして、次に、委員の皆様による協議を行わせていただきたいと思いますと思っております。

本日は大きく2点について皆様から御意見をいただき、話し合いを深めてまいりたいと考えております。1点目は、都、区市町村、学校におけるいじめ防止等の現状と課題についてでございます。本日は新たなメンバーによる第1回目の会議でございますので、各委員の皆様から、いじめ防止対策推進法施行から3年以上が経過した現在の取組の状況について御紹介いただきたいと思います。まずは、学校のお立場から特に関係の機関や団体との連携の実態に触れながらお話いただけますと、2点目の協議内容にもつながるのではないかと考えております。是非、成果の上がった取組だけではなくて、先ほど申し上げましたように、推進上の課題についても今後に向けて皆さん方の御参考、取組の参考にしていただきたいと思いますというように思っておりますので、率直にお伝えいただけますとありがたいと思っております。

それでは、暁星小学校長、佐藤委員、お願いいたします。

【佐藤委員】

失礼します。暁星小学校校長の佐藤でございます。私は東京都の私立初等学校協会、全部で54の私立小

学校が東京都にありまして、私立の小学校は全国でも220校ほどですので、数としては大変少ない中であります。ただ、東京はその中でも約4分の1近くが、私立の学校が全体の中にあるということで、それぞれ私立の学校の場合には建学の精神ということで、歴史ですとか経過ですとか、それぞれの違いがあるということで、なかなか何かを一致して全体をやるということについての難しさもありますけれども、教員としましては、年間計画的な研修会とか、あるいは、全部の学校が一堂に会して、年に1回ずつは必ずどこかの学校を会場にした形での大きな研修会、このときには、それぞれの学校では子供たちは自宅学習という形では休みの形をとって、なるべく全部の教員が集まるというような形で実施しております。その中には、教科ですとかそういった形での研修がかなり大部分を占めるんですけども、学級活動、学級経営というような研修会ですとか、生活指導に関する研修ですとかを、かなりこのところ意図的にもってきているというふうに思います。

現実問題としては、いじめ防止対策推進法が施行されて以降、それぞれの学校では、学校に応じた形での組織づくりをやっていることについては、校長会等でも出されています。また、保護者の会もありますので、その保護者の会との連絡も年間を通じて行っている形であります。実際問題としましては、この法律にも具体的に書かれてあります、学校ごとの個別の組織づくりとか、あるいは、定期的なアンケートの実施とかを通して、それぞれの学校では学級集団への指導を行っている状況であります。

ただ、大きな課題としましては、一言で言いまして、なかなか全部の教員が、いじめ問題のことについて、まだ把握の仕方が必ずしも十分ではないというようなところがありまして、特に私立の学校では、いわばいわゆる異動というのはございませんので、その学校に入って、定年まで同じ学校で教べんをとることが圧倒的に多いということもありますので、教員へのそれぞれの学校での啓発といったことが非常に大きな課題として考えられると思うところであります。現状と課題ということで、以上でございます。

【森田会長】

ありがとうございます。それでは、続きまして、多摩市立多摩中学校長、前島委員をお願いします。

【前島委員】

よろしくをお願いします。東京都中学校長会では、例年ですが、今年10月に都内公立中学校全615校あるのですが、校長を対象に、生徒指導上の課題について実態調査をいたしました。その中で、いじめについてかなりウエイトを置いておりますので、その現状を御報告させていただこうと思います。615校のうち602校の、98%の校長先生から回答いただいた結果なので、かなり実態に近いものがあるのではないかなと思います。まず、いじめの発生の状況、あるいは解決の有無について、これはよく聞いているところですが、一部にはあったが現在は解決しているが48%、一部にはあったがその都度解決しているが34%ということで、82%の学校がいじめは発生しているがその都度解決をしているということでございます。対応中の学校が10%ということと、発生がない、いじめはないというる学校は8%ということで、90%の学校がいじめを認知しているという現状があります。

その次に、実際に法の中で決められている会議を、どのように行っているかということですが、会議の回数等について聞いたところでございます。年11回以上の会議を実施している学校を合計いたしますと48%。ということは、半数近くの学校が月1回以上の定期的な会議を実施して、いじめ問題に取り組んでいるということでございます。また、年間1回から3回実施している学校は30%ということなんですけど、この回数は、いじめの発生に際して行う臨時的な会議を除くということがあるので、かなりの学校でかなりの頻度で会議が行われていることが考えられます。

次に、この組織で一体どんなことをやっているのかということ、いじめの疑いに関する情報の収集、記録、

共有というのが87%で1番高く、ほとんどの学校がやはり、早期発見とか早期対応に取り組んでいる様子が分かります。また、緊急会議の開催や対応策の決定などは69%と2番目に高い数字で、やはり、いじめの発生に際して機動的に対応している様子がかがわれます。そのほか、いじめの相談通報窓口についてが43%、いじめ防止の授業や生徒会の取組などの未然防止施策については42%が実施しているということが挙げられております。

また、実際にいじめが起こっているかどうか、いじめの調査を各学校がやっているのか、どれぐらいの頻度でやっているかということで調査をいたしました。回答が最も多かったのが学期に1回、年3回行っている学校が約60%ということで、例年この調査をやっているんですけど、昨年より増えているということでございます。4回から7回、毎月実施の学校もそれぞれ増えているような状況があります。

最後に、いじめを許さない学校づくりのためにどんなことが効果を上げているかということ調査いたしました。やはり、校長講話や学校の集会等で話をする中で雰囲気醸成するということが70%と最も高い取組でございます。やはり、学校全体の雰囲気づくりが最も有効な手段であるということが判明いたしました。また、2番目に高い数値は、問題を抱えた生徒への積極的な働き掛けが43%、いじめに関するアンケートの実施が41%ということで、やはり、先ほどの対策会議もそうですけれど、いじめの発生に際しては生徒への働き掛けや実態調査など、直接的な指導が有効であるということが分かりました。また、未然防止策についても同様の調査をいたしました。ほぼ同じ傾向です。やはり、雰囲気を学校全体で醸成をしていくことが1番に挙げられており、続いて働き掛けとか調査についてが挙げられている状況であります。以上でございます。

【森田会長】

ありがとうございます。それでは、続きまして、鷗友学園女子中学校高等学校理事長、清水委員お願いいたします。

【清水委員】

おはようございます。今、御紹介がございましたが、世田谷区にございます鷗友学園女子中学校高等学校で理事長をしております清水でございますが、一応肩書のところは東京私立中学高等学校協会の副会長ということにもなっております。私の方からは少し具体的な取組のお話をさせていただこうというふうに思っております。

私は長年、女子中・高の教員をかれこれ40数年やっておりますけれども、80年代頃から入学してくる生徒が少し変わってきているように感じておりました。大分前の話でございますが、それを言葉で表すと、仲間、自分たちの友達ですね、友達との距離感をどうとったらよいか、そういうのがほとんど未経験と言ったらいいんでしょうかね、経験の少ないまま入学してくる生徒が多くなったというふうに感じております。それはどういうことになるかという、放っておきますとすぐに小さな、閉鎖的な、そして排他的なグループを作って、それ以上発展しない、そういうグループ構成になっていまして、なかなか全体として友人関係を構築していくという形にならない、そんな状況がございました。もちろん、背景には中学入試というものもあるでしょうし、最近では中1ギャップといわれているようなものもあるでしょう。生徒に聞きますと、中1の最初の頃は、友達ができるかというのが一番の不安になっているということがありますし、女の子ばかりですので、授業の最後のころになると、授業は上の空で、誰とトイレに行こうかなというのをずっと考えているという現状、そういうものがあるかと思えます。

そこで、90年代から、中1に入ってからすぐからですけども、1週間に2回ずつ席替えを行っています。現在もそれは続いています。誰とでも話ができる、そういう環境づくりの第一歩です。2年か3年になる

ぐらいではやめてしまうんですけど、なかなか集団によってはそうできない集団もありまして、場合によっては4年目、つまり高校1年生になっても週2回席替えをしないと、なかなかこの学年はうまくいかないという学年もありました。さらに、実は、いろんなことを調べていくと、掃除当番というのがありますが、このグループが基本的に固定化しているケースが多い。そここのところでいろんなトラブルが起こることもあるので、掃除当番のグループもシャッフルして作っています。そういう中で、どんな子と話をしても私は大丈夫だという、そういう大前提を作り始めていきます。それをもとにして、次のステージで有機的な集団づくりというのに学校全体として取り組むというスタンスでございます。この有機的な集団づくりということがすごく大事で、帰属意識がないとか、やる気もなく互いに干渉せずに単に集まっているとかいう集団ではなく、目的を共有したり、あるいは互助的で役割分担をそれぞれがやっていて、ある意味規範のある集団づくりというのを、どうやって作っていくかというのを学年に合わせて取り組むというスタンスになります。この結果、こういう環境を私たちが少し音頭を取ってあげることによって、子供たちは次第に社会的なスキルを身に付けていっているというふうに思いますし、生徒会の活動などでも、あんたがやりなさいよというようなことではなくて、自主的に役員に立候補するような状況も出てまいりました。

ただ、それだけではまだ足りなくて、例えば、いじめのように、いじめられたときに、それを嫌だと言えないスタンスというんでしょうか、それを直すにはどうしたらいいだろうかというようなこともあって、最近ではアサーションプログラムを導入して、御存じだと思うんですけど、相手を尊重しつつ自分の気持ちを相手にきちんと伝えられるようなトレーニングをしているところです。

いじめ問題というのは本当に、根絶することはとても難しいですけど、大人になってもありますので、このような取組をすることによって、かなり緩和していると考えています。特に、新しい学習指導要領がもう間もなく実行に移されて、学びの3要素というのがきちんと書かれ、その3番目に、主体的に多様な人たちと協働して学ぶということが明記されています。こういう姿勢を推進する上でも、大変この取組というのは重要だと考えております。以上でございます。

【森田会長】

ありがとうございます。それでは、続きまして、都立神代高等学校長、真保委員をお願いします。

【真保委員】

東京都公立高等学校長会の生徒指導研究部会の中で委員長を務めております、神代高校の真保と申します。よろしくお願いたします。

まず、東京都では、都立高校では年3回、学期に1回、生徒に対するいじめに関するアンケートというのをやっております、これが大分定着してきておりまして、定期的にアンケートをとることを通して、一定の抑止力にはなっているというふうに感じております。ただ、課題としては、定期的に行うことを通してアンケートが形骸化していくことをどういうふうに防いでいくかということで、もちろん教員には、アンケートに際してどういうスタンスで生徒に話をすべきかは指導しておりますが、それを毎回しっかり徹底していくということが課題であるかと思っております。

それから、スクールカウンセラーによる全員面接というのを1学年に対して行っておりますが、これも、今年から全日制・定時制のスクールカウンセラーを分けて配置していただけているということで、大変ありがたい措置だったと思います。そういった全員面接の中で、スクールカウンセラーが、少し懸念があるというような生徒をピックアップしまして、情報共有をするというような、そういうことが進んでおりまして、教育相談委員会ですとかそういったところで学年を超えて情報共有しつつ生徒を見守るというよう

なことが進んでいるという現状がございます。

これは本校の事例になりますけれども、部活動ですとかホームルームを通して、やはりSNSにおける情報のやりとりについて、誤解を受けないような、相手の立場に立った言葉でコミュニケーションをとるということを随時声掛けをしてもらっています。これは、その中でも時々、ちょっとした行き違いが起きたりということ相談を受けたりしますけれども、やはり日頃、教員がそうやって声掛けをすることが大切であるというふうに感じております。SNSに関しては、Twitter等、オープンなものは、東京都のネットパトロール等でいろいろ指摘を受けたりしてございましたけれども、最近はそういった効果もあって徐々に減っているという感触を受けていますけれども、LINEについては閉じた空間なので、先日、中学校長会の同じような立場の方とお話をしたときに、やはり中学校で非常にそういった問題が顕在化しているということで、高校では少なくなっているんですが、逆に言うと潜在的に表に出てこないという可能性もあるので、その辺はやはり、先ほど申し上げた、日頃からきちんと伝えるのであれば相手の立場に立った言葉を通してコミュニケーションをとるということを随時教育していくということが必要だと思っております。ですから、セーフティ教室などの場に専門の方に来ていただいて、講演していただいたりしている状況です。

課題としては、教員の多忙化ということが大分言われておりますけれども、やはり子供のそばで生徒たちを見守る時間を先生方がしっかりもてる環境をどう作っていくかというのが課題で、個人面談というようなことも行いますけれども、高校の場合ですとやはり進路に関わる面談、選択科目をどうするかとか、そういったことを進めていく、場合によっては三者面談を行うというような、そのスケジュールを組んでいくのに大分苦勞をしております、そういう中で日常的に「最近は何か困ったことはないか」というような声掛けをしていく時間を確保していくということが課題になっていると思います。以上です。

【森田会長】

ありがとうございます。続きまして、都立永福学園校長、朝日委員、お願いいたします。

【朝日委員】

東京都立特別支援学校長会の会長をしております、都立永福学園の校長の朝日でございます。都立特別支援学校は、現在、58校ございます。それぞれ様々な障害種別、また幼稚部から高等部、専攻科まで、幅広くそれぞれ学校がございますが、このいじめに関する問題に関しては、どの学校でもいつでも起こり得るという認識の下、東京都教育委員会の方針に基づき、各学校として組織的に取り組んでいるところでございます。

障害のある子供たちの人間関係の中でも、いじめというのは起こり得るものということで、とりわけ、今、子供たち、人間関係の距離感を適切にとるのが苦手な子供が多いのが特徴でございます。愛着、あるいは依存、そういったところに非常にこだわる子供に関しては、友達あるいは教員に、あるときには寄りかかるけれども、一度その関係が崩れると逆に反発をする、トラブルになるというようなことが間々ございます。

また、私の永福学園は、高等部からの入学で、通常の学級等に、小・中学校時代、経験をしてきた子供たちも何割かおりますけれども、そうした中でいじめを受けた経験があって、友達関係の中でトラブルといじめを受けたことがフラッシュバックをして不安定になるというような子供もございます。発達障害がある子供たちも多く存在しておりますので、人が嫌がることを知らずにやってしまうという場合もありますし、また非常に繊細なところがあるので、周りが非常にうるさかったり、その子に気になることをやられてしまうとそれが受け入れ難くて、本人はいじめに近いものだと取るというところで、いろいろなアン

ケートをとると困っているという状況、いじめられているという訴えがあり、個別に対応すると、そういう人間関係の距離の取り方が違うというところで、そこは丁寧に指導していかなくてはならないところがございます。

高等学校でもございましたとおり、SNSの影響は非常に深刻でございます。その中で、仲間外れにしたりとか、非常に厳しい言葉があり、ちょうど「SNS学校ルール（永福学園ルール）」なども作り、保護者も本気になって取り組んでくださっている。今、何とか抑えようというところがございます。特に、高等部に入学したての時期が、多くの親御さんがスマートフォンを持たせようというきっかけなので、来年の入学生には1月の入学者説明会に、既にLINEの使い方などを、この生活指導のほうの御紹介もあり、関係の会社の方に来ていただいて、正しいLINEの使い方などを購入前にきちんと教えてしまおうという方針で、入学後よりも入学前、買う前に指導しようというのが今の対策の一つでございます。

最後に、特別支援学校の場合はいろいろなところとネットワークが必要で、問題解決には不可欠でございます。サポートチームをつくり、そこには学校に来ている臨床発達心理士のほか、地域の警察の方々あるいは精神科医などの意見を聞きながら、定期的に会合を行い、問題が起きたときには招集をかけて対応しています。問題解決にはソーシャルワークが極めて重要だということを感じておりまして、昨年度からスクールソーシャルワーカーの配置をいただき、今年度もユースソーシャルワーカーとして、都の教育委員会から要請に応じて継続して派遣をいただいております。問題解決のために、地域のネットワークを活用して問題解決を図るときには、担任が授業中は動けないという厳しさがあるので、そういうソーシャルワークのできる方をお願いできるのは、これからの大きな鍵だと思っております。

特別支援学校の状況でございました。以上でございます。

【森田会長】

ありがとうございました。それでは続きまして、あきる野市立東秋留小学校長、野村委員、お願いいたします。

【野村委員】

失礼いたします。東京都公立小学校長会で厚生部長をしております、あきる野市立東秋留小学校の野村友彦と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

小学校の状況でございますが、まず東京都の施策であります「ふれあい月間」の6月、11月を非常に重く感じています。そこで年に2回きちんと見直すとともに、学校や地域によっては、進級前の2月辺りにもう1度いじめの調査を行っている自治体、学校もあるかと思えます。その中で出てきた課題につきまして、やはり少しでもおかしいなと思うところがありましたら、まず担任がきちんと子供たちから話を聞く、その上で関係の子供たちから話を聞く、必要に応じては保護者と面談をするなどして、そのアンケートを重視してすぐに対応するというのが、小学校では定着されていると思います。

また、一昨年度から始まりましたが、スクールカウンセラーによる小学校5年生対象の年度当初の全員面接については、各学校実情があると思いますが、進級したての新しい学級になって、しかも高学年ということで、いろんな面で不安を抱えている子供たちにとっては大変いい心の安定を図るということがあるのではないかと考えています。数字には出てきませんし、大きなところまでいかない場合であっても、そこで日頃の自分の思いを聞いてくれる、スクールカウンセラーと話ができるということで、大体その後、夏休みに入るまでに、高学年のすべり出しとしては、各学校ともスクールカウンセラーの全員面接は大変助かっているのではないかと考えています。本校も約100人前後、90人近い学年もあるのですけれども、何とか夏休み前に終えまして、子供たちが穏やかな顔で2学期を迎えられているという実情がございます。

各学校におきましては、学校いじめ防止基本方針を策定いたしまして、重篤なときに対応できるように、本市でも整備をしているところがございます。その内容に続きまして、学校評議員会などで話をし、周知をして、また関係機関に御協力を依頼するというのも各学校でされていると思います。そちらの方針等を受けまして、あきる野市では、7月の夏休みに入る前に、「いじめをなくそう子ども会議」というものを行っております。これは各中学校区、生徒会の代表2、3名、それから各小学校の児童会からの会長、副会長2名ぐらいで組織いたしまして、各学校が一堂に会しまして、児童会と生徒会が、中学区ごとに話し合いをしております。昨年度まではどちらかという、各学校でどのような取組をしているかという話をしたのですが、今年度は特に、SNSについてどのような発信を学校でできるだろうかということを考えました。ただ、小学校の場合、1年生から6年生までということで、幅広い学年がありますので、1年生・2年生が分かるようなスローガンをどうしようかというようなことで、子供たちも悩んでいましたけれども、やはり日頃から友達に意地の悪いことを言わないであるとか、相手に言葉を掛ける前にちょっと気を付けようであるとか、そのようなところから入りまして、中学校は、基本的には学校に携帯、スマートフォンなどを持っていないというのが実情でしょうけれども、いわゆる校外でプライベートな時間での扱い方について、どうしたらいいのかということをもとめまして、2学期の当初には「あきる野ルール」を発出いたしまして、御家庭にも伝えたとところがございます。

各学校におきましてはいろいろな取組がございますが、本校では、月1回ですが、「いじめを考える日」という名称を前は使っていました。これを、一昨年度から「いいなの日」という名前に変えました。これはどういうことかと言いますと、確かにいじめについて、いけないものであるという話も学級等ですが、逆に、学校っていいところだよ、友達っていいよねというようなことを実感してもらうことによって、プラス思考の考え方でいじめをなくしていこうというような取組です。各学校で、短い時間で講話をしたり、みんなで話し合ったりするとともに、昼休みを利用して縦割りでの遊びを長い時間を取ったり、学級での遊びを取ったりということで、子供たち同士のふれあいを多く取るということはいじめをなくすことに効果があるのではないかとということで、月に1回取り入れているところです。また、本校は、特別支援学級を併設しておりますので、その日は特別支援学級に通っている子供たちが所属学級に戻って交流給食を行うことによって、障害に対する差別、偏見をなくすような取組も、併せて取り組んでいるところがございます。

雑ぱくではございますが、以上でございます。

【森田会長】

ありがとうございます。ただいま学校のほうからいろいろと御報告いただきました。公立学校、私立学校、それぞれの校長先生からいろいろな参考になる取組、あるいはお話でございました。

お聞きになって、皆さん方からの御質問あるいは御意見がございましたら、この機会に提供いただいて、さらに取組を充実させていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。どなたからでも結構でございます。どうぞ。

【相原委員】

相原と申します。どうも今日はありがとうございます。1点だけお伺いさせていただきたいのですが、アンケートというのがかなりお話にあったかと思うのですが、アンケートの質問の仕方というのが非常に難しいし、先ほど形骸化しないようにするという御趣旨の御発言もあったかと思うんですが、アンケートを取るときに工夫していらっしゃる、つまり的確に問題が分かるような形で何か心掛けておられることなどがございましたら、お教えいただくと幸いです。以上です。

【森田会長】

学校関係の方々、どなたからでも結構でございますから。それではどうぞ。

【前島委員】

アンケートはそれぞれ各学校で作成されています。私の学校も、ひな形のようなものは区市町村の教育委員会からある程度示されたりはしています。そのものをずばり、いじめがありますかという聞き方はしていません。最終的には誰かに相談しようねという形につなげるものになって、今、友達関係はうまくいっていますかとか、学校生活が楽しいですかとか、最後の方に、悩みがありますか、友達関係の中でうまくいかないことがありますかというような、ちょっとオブラートに包んだ聞き方で、いじめや人間関係のトラブルだけではなく、質問項目でいうと12、3項目あったと思いますが、学校全般のことを聞いていく中で後半のほうにやって、それで最後のところにうちの場合は、誰かに相談したいというのが、例えば具体的にあれば誰なのという辺りのアンケートをしているところでございます。以上です。

【森田会長】

ありがとうございます。それはおそらく記名式になって…

【前島委員】

全部記名式で、後でそれを集約して、必要がある生徒については個々に聞いていくということでございます。

【森田会長】

ありがとうございます。ほかにございますか。

【野村委員】

今、中学校のほうからもお話がありましたのが、基本的には小学校も同じですが、質問項目は難しいので絞ってございます。それと、長くかける時間、時間と言いますか、やはり書いているといろいろと書きにくいなんていうこともあると思うので、「ある」か「ない」かというような感じで引いて、「ない」という子については後から個別に担任が聞き取ると。それから、ちょっと記述があったときにはそれをまた詳しく聞き取るなどというようなことを、中学校と同じなんですけれども、やっていっております。以上でございます。

【森田会長】

ありがとうございます。これも記名式になりますか、ほとんど。

【野村委員】

はい、全員記名です。

【森田会長】

そうですか。高等学校さん、先ほどの形骸化というお話も出ましたが、いかがでございましょうか。

【真保委員】

質問項目については、高等学校ですと、ある程度直接的な表現もしていると思いますけれども、形骸化と申し上げたのは、要するに一定期間、大体時期が決まっていて、時間のない中、ただ配って回収するというのではなくて、その趣旨をちゃんと生徒たちに伝えるということが大事だと思っています。高校生ぐらいになると、そのことによって、ちょっと面倒くさいみたいなこともあり得るので、自分自身ではなくて、他の状況を見て心配なことがあればそれも記述してもらおうようにということで話をしているところでございます。

【森田会長】

ありがとうございます。それでは私学の方はいかがでございましょうか。

【佐藤委員】

やはり小学校につきましては、特に低学年の方については、1年から6年まで全体をやる中でも、担任が話しかけるというような形というのが多いというのが実態です。もう1点は、やはり子供たちの日常生活の中で困っていることだとか嫌だなと思うことだとかということの中で、例えば物がなくなるとか、あるいは隠されるというようなことに、その時々、全体で今こういうことが起こっているというのを教員の方が把握するために、年間で2回は必ずやるんですけれども、2回のうち、どちらかには項目を入れるとか工夫しているところであります。もちろん記名をさせるということによってしております。

【森田会長】

私立の中学校さんは。

【清水委員】

定期的にアンケートはやっているかと思いますが、むしろ、面接なども非常に多いですし、各担任を中心として学年全体で取り組んでおりますので、できるだけ早期に諸問題があった場合には発見して対応するという形をとっております。以上です。

【森田会長】

ありがとうございます。特別支援学校の方はいかがでございましょうか。

【朝日委員】

基本は同じですけれども、書ける子とか話せる子に関してはアンケートを取りますけれども、そうでない子は担任からの観察あるいは保護者からの聞き取りなどを使いながら、質問項目も子供たちに理解できるように工夫しながらやっております。

【森田会長】

ありがとうございます。学校の取組を今伺いました。

よく言われますけれども、アンケートのみが万全唯一の方法ではございません。清水委員から御紹介がございましたように、やはり個別面接、あるいはいろいろな教員とのやり取りの日誌等、様々な資料がございます。あるいは日常観察と言われるものを交えながら、やはり早期発見というものにますます取り組んでいただきたいと思っております。アンケートそのものは、記名式にしましても無記名式にしましても、いろいろな長所、短所がございますので、その辺は学校の実情に合わせながらいろいろな方法を組み合わせるというのが、やっぱり基本だろうと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

他に何かございますか。それでは、貴重な御意見ありがとうございます。アンケートに最初、集中しましたけれども、やはり最初の気付きというのが、一番最初の対応のスタートになりますので、そのへんは、普段の教員のアンテナといいますか、これも高めつつ、ひとつよろしく願いしたいと思っております。

続きまして、公立学校の設置者でございます教育委員会としての取組はいかがでございましょうか。まず狛江市教育委員会教育長、有馬委員、お願いいたします。

【有馬委員】

狛江市の有馬と申します。私どもの市のお話をする前に、26市のいじめの状況はどうなんだろうかとということで、多摩教育事務所の方に聞きましたところ、多摩地区全体では、いじめの認知件数が、24年度をピークに少し減少傾向にあったけれども、27年度は微増という話でありました。ただ形態としては、冷やか、からかい、あるいは遊び半分の嫌がらせ、それから仲間外れや無視と、こういったものが大半を占めるということでございました。では、どういうふうなところでいじめが発見されたのかということの第

1位が、先ほどからお話が出ていますアンケート調査等、第2位が本人からの訴え。なかなか周りからの発見というのは少ないようでございました。全体としては、各学校地区の研修の充実とか、きめ細かな意識調査によりまして、重篤化が少なくなってきたのかなという印象は受けております。

2点目に、狛江市における取組でございますけれども、私ども、未然防止のためには、意図的、計画的な指導の充実ということが最も重要と考えておりまして、資料を持ってきましたけれども、裏表の参考資料という、私の名前が入っているものですが、東京都の方で人権教育のプログラム、あるいはいじめ防止のプログラムという貴重な冊子が提供されているわけなんですけれども、どうも配りっ放しで、あまり活用されない側面もあるんじゃないかということで、これをやはりきちんと教育課程に位置付けて、積極的に活用していくと。それで日常からの意図的、計画的な指導を充実させていくということが重要ではないかということで、市として人権教育の啓発資料ということで、27年度は、特にいじめ問題について、どういうふうな事業が展開されているかということをご各学校から事例提供いただいたと。これを紹介し普及していくという形で、働き掛けになればと思っております。

その裏ですけれども、2点目に、やはり学校全体としての環境醸成ということが非常に重要で、その点では、児童会、生徒会の活動というのがベースになるのかなということで、これはある学校の例でありますけれども、いじめを許さないというホワイトトリボン運動ですね、そういう覚悟をした子供たちがホワイトトリボンを付ける、それを広げていくという活動ですね。これは生徒会が指導してやっていった事例なんですね。その中で、子供たちの思いを歌の歌詞にして、そしてそこにありますような、直接いじめを語ってはいないんですけれども、思いを表現した歌を学校で作成したと。こうした取組について、東京都教育委員会の方から表彰もいただいて、大変これはいい試みだということで他校でも広げていきたいなと思っております。

3点目ですけれども、今後の課題ということで、2点だけ触れておきますが、学校で基本方針を定めていろいろな対策組織を作っているんですけれども、これが十分果たして、特に教員が若返っている中で浸透していない状況があるのではないかと。そのこのところの初期対応でボタンのかけ違いが生じてひどくなっていくというケースも時折目にしますので、やはりそうしたいじめではないかと感じた際に、教員としてどうするのかという、マニュアル化というのは変ですけれども、ある程度、そうしたものも必要なのではないかと感じております。それから2点目は、発達障害傾向のある児童・生徒が関係する事案がいじめの事案として挙がってくるケースが多いんです。これは、教師の側のその子の行動特性の理解、あるいは改善の方策ということも重要なだけけれども、周囲の児童・生徒の理解と協力というのをどのように構築していくのか、これがいじめの問題として重篤化していく危険性をはらんでいるのではないかと。これは特別支援教育の充実と並行してやらなくてはいけないですので、難しい課題ですけれども、この辺のところは課題として感じている次第です。以上です。

【森田会長】

ありがとうございます。それでは続きまして、瑞穂町教育委員会教育長、鳥海委員、お願いいたします。

【鳥海委員】

それでは私の方では、我が町教育委員会での取組ということで、御報告させていただきます。瑞穂町教育委員会では、いじめ防止対策推進法、それから東京都いじめ防止対策推進条例を踏まえまして、平成26年に瑞穂町いじめ防止基本方針を策定、並びに学校いじめ防止基本方針を策定しまして、いじめの未然防止、早期発見、早期対応を、学校、保護者、地域と一体となり、オール瑞穂のネーミングの下、取り組んでいるところでございます。我が町では条例化まではしておりません。特徴的な取組について、三つ御紹

介いたします。

1点目ですが、いじめの迅速な対応解消のために、指導主事が学校訪問と児童・生徒のための学校支援を行っています。児童・生徒のいじめを疑うケースや、いじめを認知したケースなど、全てのケースについて教育委員会への報告を学校管理職に行わせるとともに、状況把握と対応策について、指導主事が学校のいじめ問題対策委員会に参加しまして、指導助言をしております。

2点目ですが、全ての教職員がいじめの定義に基づいて組織的に認知し、共通実践できるようにするため、教育委員会において、学期1回、瑞穂町いじめ防止対策委員会を開催しています。各校のいじめ防止担当教員が、自校の取組状況の報告とともに、瑞穂町全体の取組について検討を行いながら、いじめに対するアンテナが高くなっているかを確認しております。

3点目は、SNSを通じたいじめ防止の取組です。我が町の児童・生徒の課題として、国や都の学力調査から、携帯電話やスマートフォンの使用時間が長いことが挙げられます。この状況を踏まえまして、全町的に「みずほストップ22・SNS東京ルール」、この取組につきまして、進めているところでございます。ストップ22というのは、22時以降はSNSの使用を控えましょうというキャンペーンでございます。平成27年度は携帯電話スマートフォンの使用について、22時以降規制するようなキャンペーンをスタートさせまして、これを毎日やっております町の防災無線での啓発、啓発ののぼり旗を公共施設や金融機関等に設置するなどして、児童・生徒のいじめ防止や生活改善を図るための取組を町ぐるみで行いました。本年度はこの取組として、学校ルールを全校で策定し、家庭ルールについても7月までに作る事ができるよう、教育委員会が作成したルールポスターを全児童・生徒に配布してあります。新たな取組ですが、先ほどあきる野市の校長先生の御報告がありましたように、我が町でも今年度、児童会・生徒会の取組、これを「児童会・生徒会サミット」と、今のところ名称を考えているところですが、会議を、児童・生徒で行わせることを予定しております。各学校においても、児童・生徒が自他を大切に主体的に考え行動できる指導の在り方について、全教育活動に通じて検討改善を図っているところでございます。

瑞穂町教育委員会の取組状況の報告は以上でございます。

【森田会長】

ありがとうございます。教育委員会としましても様々な対策を講じておられて、学校を支援するという体制が良く理解できました。ありがとうございます。ただいまの2教育委員会の御報告に関しまして、御意見、御質問がございましたら、どうぞよろしく申し上げます。よろしゅうございますか。

それでは続きまして、このいじめ問題の解決に向けて何よりも家庭、保護者の方の御協力というのが欠かせません。保護者のお立場から、例えばPTAの組織としてどのような学校の取組をどのようにして支えていらっしゃるのか、あるいはどのような課題があるのかという点も含めて、忌憚のない御意見をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。まず、公立中学校のPTA協議会の会長、木澤委員からお願いをいたします。

【木澤委員】

東京都公立中学校PTA協議会の木澤と申します。よろしく申し上げます。2枚つづりの資料をお配りしてありますが、不登校生徒に関する対応事例ということで、これは23区内のある公立中学校のPTA会長より提供いただいた、いじめに関する資料でございます。この事例はLINEが原因で、最初は、特に仲が悪いわけでもない生徒2名の問題が起これ、片方の生徒が不登校になったというものです。その後も加害者側の生徒が他の生徒に同じような行動をとっていたところ、その生徒に「そういうのは嫌だからやめろ」と厳しく対応されて、以後は収束して、その後の同様のトラブルは確認されていません。周囲

の生徒の感触としては、いじめではなかったという認識であったのですが、関係する生徒の一部に、教室に入れぬ生徒が何名か出たそうです。また、その学校に来られなくなった生徒の中に、学力不足のために希望の高校進学について、不安を感じている生徒がいました。保護者へのコンタクトを学校がしていたのですが、その保護者からの応答がないということで、学校が対応に困っていました。対応としては、学校側とPTA役員とで調整しまして、多くの保護者に生徒を取り巻く現状を認知してもらうため、臨時の保護者会を開催していただきました。保護者会は二日に分けて、どちらの日でも参加できるようにしたところ、ほとんどの保護者が参加しました。その際に学校から、教室に入れぬ生徒がいることや、そのことが原因で学力不足、また希望校への進学が難しいことになるのではないかと心配しているなどの説明があったということです。その後、学級懇談会をもつていただき、その中で当事者の保護者からは子供の状況、また他の保護者からはそれに対する解決策など、多数の意見が出たのですが、結論としては、決定打はなかなか出なかったようです。ただここで保護者が集まって話し合いをしたということで、いじめに対する認識が深まり、それから今後どう対応していくか、また自分自身の子供も含めて学校の様子をしっかりと見ていきたいと思います、ということになったそうです。その上で、困ったことが生じたら、内容により学校に相談してもいいし、保護者間で話し合うこともいいということで話が収まったと聞いております。

我々PTAとしては、保護者の認知度、いじめに対する理解度を上げるというところを推進していくために、なるべく保護者が学校に出入りできる、そういう機会を作ることが大切であり、その中で保護者同士、また保護者と先生との関係性を太くしていくことができる。そうして情報のやりとりをスムーズにできるようにしていきたい。それがPTA本来の活動であると考えております。そういったことを保護者の皆様一人一人に御理解いただく、これは課題になるんですけれども、PTAはそういう団体だということを保険者一人一人に御理解いただいて、いじめをはじめとした諸問題を起こさない人間関係、またいじめを早期発見できる関係を築いていきたいと、今、努力をしております。ただ、やはり全保護者への周知・徹底ということになると、手紙だけではなかなか厳しいものがありますので、学校側に、この事例のように御協力いただいて保護者会を開くなどして保護者の皆さんに、いじめ、また生徒を取り巻く問題への意識付けをしていくことが、よい手段かと考えております。以上です。

【森田会長】

ありがとうございました。続きまして、公立高等学校PTA連合会、池本委員、お願いします。

【池本委員】

まず本会は、加盟校が今80校ございます。都立高80校、会員数が5万6,798名という会員のPTA連合会でございます。先ほど真保先生のほうからお話がございました、年に3回アンケートをされている、さらにスクールカウンセラー、非常にこれは充実してきました。PTA連合会は三つ目のSNSに関する、実は保護者の方が、SNSのノウハウとかルールとかいろいろなことがあまり分かっていなくて、これをきちんと情報提供することによって、家庭の中で子供と向き合う時間を作るような啓蒙活動というのを2年前からしてきました。具体的に言いますと、2015年11月28日、この日に、東京都教育委員会の委託事業としまして、SNS研修を行いました。保護者の方に分かりやすいように、twitterとは、Face bookとは、LINEとは、動画とは。ですからテーマは、保護者が知っておくべきこと、できることというテーマの下で、都内の加盟校に対する会員の方々をオリンピックセンターに集めて啓蒙活動の第1弾を行いました。続いて、2015年12月3日、これは東京都教育委員会の策定された「SNS東京ルール」5か条、この情報をいただきましたので、早速ホームページのトップに上げまして、これを会員向けにメルマガでも配信いたしました。こういう情報が東京都から挙がっていますので、是非御理解していただきたいという保護者向け

の情報発信です。そして続きまして、2016年7月21日、「SNS東京ノートⅢ」というものを、これを東京都教育委員会からいただきましたので、早速ホームページのトップに展開し、その翌日、2016年7月22日、この日に第1回全都会長会と呼ばれる、都内全域の加盟校80校に対する会長、副会長、役員を集めて、「SNS東京都ノートⅢ」を配布いたしました。教育委員会はこういう形で高校生向けに配って啓蒙活動をしています。保護者も是非この旨御理解してくださいというのを行い、さらにそのフォローとしまして、2016年10月14日、第2回全都会長会で、その後のホームページ掲載後のフォローをいたしました。その結果、私のヒアリングした中で、板橋高校が「SNS東京ルール」に基づいて、「SNS板橋ルール」を作られていると。この学校の特色ある点ですが、シンポジウムを行っております。具体的に言いますと、先生と生徒と保護者、この三者が一体となっていていろいろ情報交換をし、その中でいじめの問題等もあれば議論としてシンポジウムをされているというふうに聞いております。これが実績でございます。

今後の課題といたしましては、情報発信だけではなく、やはり相談できる窓口ですね。もう少し保護者にとって、やはりスマートフォンを持っている方がいろんなことが情報をキャッチできるんですが、従来型の携帯電話の中ではやはり限界があるかと思えます。そうすると、やはりお子様との、なかなか会話の接点ができないという声が挙がっておりますので、発信だけではなく実際に体験するなり、そのような場ができるような環境があれば、もっともっとSNSに関して保護者が理解できるような形になるかと思えますので、そこは今後の課題として挙げさせていただきます。以上です。

【森田会長】

ありがとうございます。それでは続きまして、特別支援PTA連合会副会長、高山委員、お願いいたします。

【高山委員】

特別支援学校PTA連合会の高山です。本会合に参加する前に、先週、都立特別支援学校54校、それから区立、国立、私立の特別支援学校の会長、役員に集まっていたいて、こういったディスカッションの場を、オリンピックセンターで開きました。その中でたくさん出てきたのが、暴力だとか、物を隠したりだとか、目に見えるようないじめは確かに減っているというんですけども、都が報告書で出した、いじめはありませんという学校がかなり特別支援学校にもあったんですけども、そんなことはないだろうという声がたくさん出て、だからSNSをはじめとした見えないところでいじめは今でも顕在化していて、それが学校も保護者も確認できなくなっているという声が多数ありました。ただ同時に、携帯だとかスマートフォンというのは、障害者にとってはもう欠かすことのできないツールで、ほぼ、小学部も含めてみんながほぼ全て持っている、活用しているということで、その取扱いを正しく教えないといけないという部分が一致した意見でした。当然学校でも、先ほど朝日先生がお話したようにやっていますし、それを保護者にもいろんな形で、どうしても学校だけでは子供に身に付けされるものでもないの、家庭と連携してやらせていただいています。

もう一つ、その場に出た意見では、子供たちが経験の中で、例えば相手との付き合い方だとか、これは口にしてはけないということに身に付けていくわけなんですけれども、障害のある子供たちはどうしてもそれを身に付けるのにすごく時間がかかるんです。分かりやすいのが、例えば聴覚障害者は字幕があれば大丈夫ですよと出るんですけども、字幕には「心の声」というのが出ていないんですね。要するに字幕で見たときに、これは喋っている声なのか、心の声なのかというのが見分けが付かないものですから、「心の声」というのがあるんだよということをまず知って、それを使いこなすというのはかなり時間がかかるわけなんです。実は最近、NHKの字幕に「心の声」と出るようになったんですね。今度機会があったら

地デジで見てください、「心の声」と出ますので。ただ、まだそういうのはごくごく例外ですので、そういうのがあるんだよというのを身に付けていくというのが、一つ、親の責任ということで話し合われました。同時に、そういうことが分からない子が、結局人を傷付けているので、傷付けている側はほとんどいじめだなんて認識がないんですね。他意がなく発言したり、SNSで投稿したりしているわけなんですけれども、受ける側はそれで大いに傷が付いている場合があって、いじめとして思っている、あるいは、いじめと思わないけれど傷付けているという実態があるので、それをくみ取ってあげなければいけないんですけれども、それは先生にも保護者にもなかなか難しく、できたらスクールカウンセラーだとか、スクールソーシャルワーカーというのが、先ほどお話を聞いていたら、小・中・高と全員面接をやっているわけなんですけれども、実は特別支援学校にはないんですね。やっとカウンセラーが配置されたり、あるいは一部の学校ではソーシャルワーカーが配置されるようにはなったんですけれども、ろう学校に配置されたカウンセラーさんが、手話ができない人だったんですね。うちの娘が行って、手話ができなかったと。結局先生が手話通訳に入ったらカウンセリングにならないと、そんな実態があって、保護者からそういう声を学校にアンケート等で伝えるように、保護者も、実は無関心な保護者というのかなり多いものですから、みんなが声を上げないと、今言ったようなことは変わりませんよということは、役員会やPTAのお便りなどで、実態をお伝えするように努力しているところです。以上です。

【森田会長】

ありがとうございます。ただいまPTAのお立場からいろいろと御尽力いただいている様子がよく分かりました。ありがとうございます。ただいまのPTAのお立場からの御発言に関して、何か御意見がございますか。よろしゅうございますか。

それでは続きまして、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携の現状、課題及び改善の方策について、話を移らせていただきます。これまでは学校教育委員会、それから保護者、いじめ防止対策法で取組が義務付けられている、そういうお立場の方々からお話をいただいて、協議を進めてまいりました。

ここからは協議の第2点目でございます。この本協議会の目的は、そもそもこのいじめ問題の解決に向けた関係機関や団体との連携の強化というところに主たる目的を置いております。もちろんそれぞれの取組を充実させていただくということもあわせてお願いするわけでございますが、いじめ対策推進法の施行から3年を経過しております。この現在の状況において、御自身の団体と学校とが連携して行っている具体的な取組の例や課題、またその課題を解決するための改善策などについて、協議をこれから行っていきたいと思っております。本日は弁護士会、それから臨床心理士会、民生児童委員連合会の代表の方々が委員として御参加いただいておりますので、まずそこからお話を伺いたいと思います。まず、第一東京弁護士会の弁護士、相原委員からお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

【相原委員】

第一東京弁護士会の相原でございます。東京三会から、私が当番会の一弁でございましたので、今日は弁護士会における取組を簡単に御報告させていただきます。

資料として出させていただきます、いじめ防止事業というものを最近実施しております。小学校4年生から中学校3年生まで、場合によりまして、高校生に向けた事業を実施しております。これらは各クラスに1名の弁護士を派遣して、いじめ事案の具体的な事例や裁判例等を紹介しながら、具体的に生徒とディスカッションして、いじめを防止するための考え方を学んでもらうということを目的としております。一般的なことにはなりますが、いじめはなぜいけないのか、いじめられる側も悪いという考えについてどう思うのか、なぜそういう事態が引き起こされてしまうのか、やめるにはどうすればいいのかという

ことを、実際に過去に起きた具体的な事案を紹介し、裁判も紹介した上で一緒になって考えるということを実施しております。この状況ですが、東京三会、それから多摩も含めまして、平成27年度の1年間で178校、延べ434名の弁護士が派遣されて実施しております。一弁からは、1名の場合もあるんですけども、一般的に3名から5名くらいを同じ日の同時に一斉に授業をしておりまして、そこに派遣しております。これらに対するアンケートを実施しております。ここに御紹介したような回答が返ってきているようです。以上が御報告なのですが、恐縮ですが、実際、この事業は私が担当しているものはないんです。実際、一弁から行っている弁護士は、弁護士になってから5年から15年、大体10年ぐらいの若い弁護士に担当してもらっております。報告は大体受けております。ここに報告で書いてないことなんですけど、各学校とも、これは私立も公立も、小学校から高校もありますが、事前にどういふもっていき方をしたらいいかと。事前に学校に赴いて担当の先生と話をし、そして当日を迎えるというようなやり方をしております。これは御依頼の件数は増えております。そういう熱心なところですので、雰囲気としては大体いいと。非常に子供たちもきっちり見てくれて、本当に真剣に考えてくれているというような報告を受けております。ただ、ほとんどがそうなんですけど、時折、ちょっと大変なのではないかなというのが考えられるというクラスもあったという報告もあります。ここは実際のところを御検討されているところなので、私が聞いた報告からしますと、若い先生がちょっとおどおどしているような雰囲気を感じたりとか、それから授業中に子供が若干目配せをしているのかなと、一瞬そういう感じを受けたと。非常にケースとしては少ないのですが、そういうこともあったようです。

それで、今後の課題ということなんですけど、せっかく行っておりますので1回限りというのではなくて、厳しい状況であるならばそこで終わるのではなくて、日常の指導等にどんなふうにかかすのかということに関しても今後連携があってもいいのかなと、担当者、非常に熱心に頑張っている若い弁護士たちがおりますので、御報告させていただきました。今後の連携が必要かなと思っております。

少し別の視点になりますが、これが弁護士会としての割と端的ないじめ防止に関する取組であります。私が個人的にある区の子供の権利擁護委員というのを、もうかなりの年数やっているのですが、そこで相談を受けることも多々あります。その中で、最近感じたことなんですけど、私が相談を受けたときは、あくまで子供の代理人とか、親の代理人ではなくて、中間としてどういふ解決の仕方したらいいかという御相談を受けることがあります。その場合は、よく教育委員会にきちんと情報を入れ、担任の先生だけではなくて、副校長や校長先生と相談する、スクールカウンセラーに話しているのかどうかというようなことを、提案申し上げることが多いです。その中で、最近どうしても煮詰まってきた案件というので、数としてはそんな多くはないのですが、先ほどから出ております、子供の資質の問題として学校としては捉えていて、いじめ問題というよりは、コミュニケーション能力だとか距離感の取り方が難しいお子さんの問題で、そのお子さんの力を伸ばすための方策を考えたいのではないかと学校から言われたと。これはいじめ対策を放棄しているのではないかなというような相談をお子さん本人と御家族から言われたことがあります。今まだ現在進行形ですけども、教育委員会の指導主事等が、間に入って非常に難渋されているかなと思います。そのケースで、担任の先生はどういふ対応をされているかというのと、担任の先生もやはり力量のある先生と、大変失礼な言い方ですが、経験としてはまだこれからかなという先生で、どっかにか乗ってしまう。一緒に悩んでくださるならいいんですけども、もうそれで諦めてしまうというような傾向があるのかというような御相談をされることもあります。顕著に暴力があるとか、物がなくなるというような、そういうところまでいけば割とはっきりとしたことが出るんでしょうけれども、人間関係の問題ということになると、なかなか難しい問題があるのかなと。この中で、特に学校の先生たちも悩み

つつやっているし、これに弁護士が出ていって代理人として動くケースではないだろうという中で、どう動いていけばいいのか、どう連携をとっていけばいいのか、私自身も現在進行形で悩んでおりますので、御紹介させていただきました。以上です。

【森田会長】

ありがとうございます。続いて、東京臨床心理士会、副会長、石川委員、お願いいたします。

【石川委員】

臨床心理士会から参りました石川と申します。どうぞよろしく申し上げます。今日、1枚追加で資料を配布させていただきました。いじめ防止等に関する東京都公立学校スクールカウンセラーの関わりという題でお配りをさせていただきましたので、それに沿いまして御説明をさせていただきます。

東京臨床心理士会でございますけれども、現在、会員数4,670名ということになってございます。臨床心理士会が都内にいる在勤、在住の臨床心理士が集まっているいろいろ研修、研さんを積む職能団体ということでございます。現在、臨床心理士は全国で約3万1,000人おりますので、雑ぱくに言いますと6分の1くらいが東京に集中しているというような理解でいいかと思えます。東京臨床心理士会の中を、医療とか福祉とか司法、そういった委員会に分けていろいろ勉強会などを行っているわけですが、私は学校臨床委員会というところの委員長をしておりますので、スクールカウンセラーがお互いに集まって日ごろ研さんをするというようなことのまとめ役をさせていただいております。

公立学校スクールカウンセラーの配置状況といじめ問題の対応というところでございますが、スクールカウンセラーは現在、年間38回という勤務で、1日約8時間勤務しているわけです。実配置人数などは東京都教育委員会から教えていただいた数でございますけれども、毎年8月に公募がございまして、そしてそこに私どもが応募させていただいて、毎年1年ごとの採用ということになっています。御存じのように、平成25年度から小・中・高全校配置で、今年度からは定時制にも各配置になったということで、配置規模も広がってきているというところではあります。

いじめ対応に関しましては、まず学校の中の学校いじめ対策委員会への出席、そして教職員と連携した日ごろの組織的な対応、被害者へのケアだけでなく、加害者への対応にも関わりなど、いろいろ学校状況やその場合に応じて、教職員の皆さんとともに対応させていただいているということです。先ほどから御発言のございました全員面接でございますけれども、これは、平成26年に「東京都教育委員会いじめ総合対策」の中に盛り込まれまして、その年から実施を始め、今年で3年が終わろうとしているところです。小5、中1、高1対象ということで、目的はここに書いてあるように、相談することへの抵抗感の低減であるとか、児童・生徒理解、児童・生徒等の情報把握ということで、事前アンケートをまず児童・生徒にして、そして実施をして、その後教職員の皆様と情報共有や行動連携をするというようなことで、気になる児童・生徒に関しては個別の対応につなげていくということでやらせていただいております。

スクールカウンセラーは、各校に一人配置でございますので、いろいろ皆様も御活用いただいて、少し経験のある人とならない人では格差があるとか、いろいろなこともお感じのことと思います。それで、私どもは、研究会というものをつくって、平成8年からもう20年近くやっておりますけれども、お互いに集まってスクールカウンセラーの質の向上を年間を通して、全体会であるとか初任者を集めたとかテーマ別とか地域別のというようなことで、49に分かれて研さんは積んでいるんですけども、まだまだ足りないところはあるかと思っておりますので、いろいろ御指導いただきたいと思っております。

それで、今日は、全員面接が実効的なものであるようにということで、私どもも独自にスクールカウンセラーを対象に、実施の状況であるとか、スクールカウンセラーが感じている効果であるとか、少一人

よがりの調査かもしれませんが、少しそういうことを毎年しておりますので、御報告したいと思って書いてまいりました。平成26年が初年度でございましたので、この年末に調査をいたしまして、そのときはスクールカウンセラー1,021人の回答がございまして、12月の時点で大体9割ぐらいは全員面接が終了しました。本来であれば夏ぐらいまでにという目標があったんですけども、やはり学校規模によりまして、夏までは難しい学校もございまして、ようやく冬に終了する学校が多かったというようなことでした。事前アンケートはほとんどの学校がやっていて、実施場所は相談室が8割なんですけど、ほかは教室であるとか、あるいは春の健康診断の時間、場所を利用してやったというような学校もありました。それは比較的高校が多かったんですけども、このような形でした。それから、実施時間は昼休みと放課後が多い状況です。面接対象ですけども、これは大きく分析をして分かったんですけども、学年114人くらいまでですと個別面接が可能ですけども、その規模を超えますとやはり個別は無理で、グループでやるということになります。どちらがいいとも悪いとも言えないんですけども、比較的生徒さんと1対1で密に話せると、いろいろな意味では情報把握の点では少し効果的かなというところもありますけれども、グループでやらせていただくことによって、そこで人間関係が見えることもありましたので、どちらが良い悪いというわけではありませんが、グループでやりながらも必要に応じてはその後個別でやったというようなこともあるようです。そして、全員面接に期待される効果として、やはり相談のハードルが下がるのではないとか、スクールカウンセラーがいるとか、こんな人だよというPRになるのではないとか、そしてまた、私どもが児童・生徒の状況が把握できるとか、そして先生方とそのことによってコミュニケーションが取りやすくなるというようなことが分かりました。翌年は、そのとき全員面接でやったそれが、個別相談につながった案件があるかというようなことを、次の年の5月にやりましたところ、3分の1くらいの実感として比較的それが個別のケースにつながったというようなことでした。27年のちょうど1年前に、もう一度調査を行いまして、そのときに、それまでに課題や効果がいろいろ出てきたものですから、34項目を質問して、回答を分析した結果、このようなことが抽出されたんですね。確かにスクールカウンセラーのPRになり、相談につながりやすくなりというところもあるんですけども、やはりその時間確保の問題であるとか、日頃の業務との兼ね合いであるとか、先生方との協力の在り方であるとかについて、各学校で工夫しながら更に良いものにしていくかが今後の課題で、学校規模、人数規模によっては、年度の早い時期にやらなければいけないようなこともございますので、今後模索していきたいと思っております。少しでも学校や子供たちの役に立ちたいと思っておりますので、どうぞ今後ともよろしく願いいたします。ありがとうございます。

【森田会長】

ありがとうございます。それでは続きまして、東京都民生児童委員連合会常務委員の伊藤委員から、お願いいたします。

【伊藤委員】

東京都民生児童委員連合会の常務委員をしております、伊藤と申します。よろしく願いいたします。東京都民生児童委員は、東京都に1万700人おりますが、全都で、御存じの方も多いかと思っておりますが、四者協議というのをしております。大きな目的の一つに、関係機関との連携強化が挙げられております。参加する関係団体は、学校、児相、教育委員会、民生委員、子育て支援センター、警察の少年係、保護司、人権擁護委員などが参加して、顔の見える関係づくりを大きな目的の一つにしております。研修とか事例とかを学びまして、何か問題があったときにすぐお願いできる、どこに連絡するとこういう解決ができるということが分かるようになり、スムーズに連携できるようするために行っております。私は地元が多摩

市なのですが、今年、多摩市では子育て支援センターから事例を出していただきまして、各関係機関がこの事例に対してどんなことができるかというような勉強をいたしました。

それからもう一つが、今日、資料を1枚出ささせていただいておりますが、絵が描いてあります資料でございます。これは毎年1回、「東京都民生委員・児童委員活動実績とその事例」をまとめており、今年で第33集でございます。この中からの1件を抜粋して今日お持ちいたしました。またこの事例のほうは、民生委員、主任児童委員がこんなふうに関わっているということの事例でございますので、後ほどお読みいただければありがたいと思います。この33集ですが、各地区から必ず1事例出していただきまして、高齢者問題とか児童問題、低所得者問題というふうに各部類に分かれて、ここに54の事例が書かれております。この中から児童問題だけ抜粋しまして、児童に関係ある関係機関、小学校、中学校等に配らせていただいております。

民生委員は、問題を把握したときにすぐ関係機関につなげるということを大きな目的の一つにしております。そういう場合に、見守りの仕方というのが課題というふうにも思っております。個人情報保護法という枠の中で、その子の情報をどこまで保護者や学校に伝えることができるのかというものが課題の一つになっていると思います。それから、どなたかがおっしゃっていましたが、いつもいじめる側といじめられる側というふうな力関係が言われますが、相談として、いじめた側のお子さんの保護者から相談が寄せられる場合もございますので、いじめた側のフォローも必要とも思っております。以上です。

【森田会長】

ありがとうございました。関係機関等、団体等、大変御尽力いただいております、学校を支援する体制、あるいは子供たちを支援していく体制が、大変よく分かりました。また今後引き続き御尽力をお願いしたいと思います。

ただ今の取組に関しまして、いろいろと現時点での課題等も見えてまいりましたが、委員の皆様から、より効果的に学校と関係機関が連携できるようにするために、何か方策についてお考えがございましたらお話しいただきたいと思っておりますし、御意見も賜りたいと思っております。よろしく申し上げます。いかがでしょうか。

それではまた後の協議の方へ。これも含めてこの会議の本来の目的でございますので、皆さん方から御意見を賜りたいと思っております。

続いて、行政のお立場から、いじめ防止対策推進法に基づいて、どのように学校、家庭、地域などを御支援いただいているのか、実際に行っている取組、あるいは取組を推進する上での課題というものについて、お話しいただきたいと思っております。さらには、今後どのような方策で子供のいじめ問題の解決に向けて連携を強化していくことが考えられるかについても、可能な範囲でお聞かせいただければありがたいと思っております。まず初めに、児童相談所の取組についてお話しいただければ幸いです。よろしく申し上げます。

【花本委員】

児童相談センター次長の花本と申します。私の方からは、平成16年度から開始している子供の権利擁護専門相談事業について、お話ししたいと思います。

この事業はいじめをはじめとした、体罰、虐待も含めますけれども、そうした権利侵害について、直接子供からの訴えを聞いて、電話相談員がアドバイスを行うとともに、必要に応じて弁護士等の専門家につながる、子供と面接をし、権利侵害の事実を調査し、助言や調整などを行う事業として、こうした名刺大のカードを、小学校4年、中学校1年、高校1年の全児童・生徒に毎年配布しております。平成22年からは

直接携帯電話からもフリーダイヤルが使えるようになっておりまして、子供からの電話が増えております。児童本人からの相談が全体の7割を占めるというような電話相談事業になっております。昨年度の実績ですけれども、東京子供ネットが受けた総相談件数は1,940件で、そのうち児童本人からの相談が1,325件ということで、全体の68.3%となっています。いじめに関する相談はそのうち199件で、全体の1割となっております。子供ネットが受けた相談件数ですけれども、22年に携帯電話からも通話できるようになって、24年をピークに3,000件を超えたんですけれども、その後は下がりぎみでして、昨年度、2,000件を切ったという状況になっています。その理由ですけれども、周知はこの3学年に、毎年行っていますので、関係機関のいろいろな電話相談等も増えて、そちらの方に電話が流れたというふうに思っています。こちらの子供ネットについては、電話相談だけではなくて、自分の意見を入れたりだとか、ほかの子供が吹き込んだ言葉を聞いたりするようなメッセージダイヤル、これもフリーダイヤルですけれども、こちらの件数についてはそれほど下がっていませんので、使われてはいると思っています。

そのほか、児童相談所では、こうした電話相談だけではなくて、一般相談も含めてあらゆる相談に応じております。それからこれ以外に4152（よいこに）電話相談というものもあるんですけれども、そういうのを合わせた総相談件数が3万4,614件となっております。いじめに関する相談も含めた育成相談は5,494件と、全体の約16%となっております。今、児童相談所は、御存じのように児童虐待の対応に追われていますけれども、児童福祉、児童心理士がチームでケースワークを行う中で、例えばいろいろなケースの背景にいじめ問題があった場合には、学校や子ども家庭支援センターなど地域の関係機関と連携しながらきちんと対応しておりますし、引き続き対応していきたいと考えております。以上です。

【森田会長】

ありがとうございます。それでは続きまして、東京都青少年・治安対策本部の総合対策部から、御報告いただきたいと思っております。

【延與委員（代理 重成）】

青少年・治安対策本部、青少年課長の重成でございます。当本部総合対策部長の延與が退席させていただきましたので、私から、当本部におけるいじめ防止等に係る青少年の健全育成に関わる事業につきまして、発言させていただきたいと思っております。

まず、「こころの東京革命」の実施でございます。親と大人が自ら手本となり、責任をもって子供たちの正義感や倫理観、思いやりの心を育み、人が生きていく上で当然の心得を伝えていくという「こころの東京革命」という運動を実施してございます。2020年のオリンピック・パラリンピックも控え、各地区の青少年育成団体等の関係機関と連携し、いじめの防止を含めて一層の普及啓発を進めてまいり所存でございます。

次に、東京子どもネット・ケータイヘルプデスク「こたエール」を実施してございます。お手元に配布の資料に付けてございます。当本部では、インターネットや携帯電話、スマートフォンなどによる悪口や誹謗中傷等のいじめに対する相談窓口も含め、平成21年度から、東京子どもネット・ケータイヘルプデスク「こたエール」を運営してございます。昨年度の相談件数は、ネットいじめに関わる相談も含め、全体で2,400件を超えました。相談の中で緊急性の高い案件やいじめの相談等につきましては、教育委員会や警察等に迅速に情報提供を行うなどして、早期解決に向けて関係機関と連携した取組を行ってございます。

また、家庭や学校におけるインターネットや携帯電話等に関するルールづくりを支援する東京都ネット・ケータイ安全講座を行ってございます。昨年度は、保護者や教職員を対象としたファミリールール講座を69回、出前講演会を457回、そして昨年度からは生徒会等の生徒が中心となって、生徒同士のルール

を自主的につくる自主ルールづくりを15校で実施させていただきました。引き続き学校等と連携して、インターネット、SNS上のいじめ防止という観点からの推進をしてみたいと思います。その他、中学校入学時に配布しております保護者向けリーフレット、家庭で見守る子供のスマートフォン利用とか、中学校1年生用のスマートフォンの安全な利用のための練習問題なども併せて添付してございますので、後ほど御覧ください。

なお、都立学校におきまして、いじめに係る重大事態が発生した場合は、東京都教育委員会からの報告を、知事の執行機関として青少年・治安対策本部が受理いたします。そして知事が必要と認めるときには、知事の附属機関として、東京都いじめ問題調査委員会を設置することができ、調査の結果について再調査を行うこととなっております。今後も関係機関の皆様と一層連携し、いじめ防止を含め、積極的に推進してみたいと思います。以上でございます。

【森田会長】

ありがとうございます。それでは、警視庁少年育成課長、中島委員、お願いいたします。

【中島委員】

警視庁の中島でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。私からは、いじめ問題に対する取組と申しますか、警視庁の制度について御案内を申し上げたいと思いますので、是非活用を図っていただきたいと思っております。

初めに、スクールサポーター制度の活用についてであります。都内97警察署のうち、95の警察署に、現在143名のスクールサポーターが配置されております。スクールサポーターの任務は少年非行防止の支援でありますとか、サポートチームの構成員としての立ち直り支援活動、並びにいじめ事案等に対する学校への助言等々の任務を担っております。いじめ問題に的確に対応するためには、警察と学校との連携が何よりも重要であります。そういった意味からも、是非スクールサポーターの活用をお願いしたいと思います。ちなみに昨年は、小・中・高校合わせてスクールサポーターが約3万9,000回、学校に訪問させていただいておりますので、是非活用をお願いしたいと思います。

2点目が、児童・生徒の健全育成に関する学校と警察との相互連絡制度の活用についてであります。この制度につきましては、児童・生徒の非行及び犯罪被害の防止と健全育成対策を目的といたしまして、平成16年から運用をされております。この制度につきましては、公立学校につきましては、全ての学校とそれぞれ締結を結んでおりまして、運用をしているところでございます。国立学校については24校中で15校、私立学校については246校中205校とそれぞれ締結を結んで運用をしているところでございます。昨年の運用状況につきましては、警察から学校への連絡については770件ほど情報の提供をしております。逆に学校から警察への連絡は33件という数であります。現実に活発に展開されているところまでは言い難いというふうに思っておりますけれども、どうか本制度を積極的に活用していただいて、いじめ問題に対しても情報共有を図ってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

最後、3点目ですが、少年相談の活用であります。この少年相談につきましては、少年本人をはじめ、保護者の方、あるいは学校の先生方からも相談をいただいております。昨年1年間の少年相談の受理件数は4,181件で、一昨年に比べると約1割ほど増えております。この4,181件の中で、いじめに関する相談というものは83件ほどございました。このいじめに関する相談も、一昨年に比べますと16件ほど増えている状況であります。少年相談につきましては、各警察署でも当然受け付けておりますけれども、警視庁におきましても、警視庁の少年相談室、霞ヶ関の警視庁の本部の1階にございますけれども、そのほかに、都内に8か所、少年センターがございます。ここには臨床心理士等の資格を持つ少年相談専門員を配

置しておりますので、どうか御紹介をいただきまして、少年相談に応じていきますので、よろしくお願ひいたします。それから気軽に相談できるということで、ヤング・テレホン・コーナーを設けております。このヤングテレホンにつきましても、今年10月1日から24時間体制でそれぞれ相談を受理するように体制強化を図っておりますので、どうぞ気軽に相談するように御紹介いただければと思っております。

いずれにいたしましても、いじめ問題に的確に対応するためには、早期に関係機関の情報共有というのが非常に重要であろうというような認識をしておりますので、どうか警察の方にも早目早目の御相談をいただければと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

【森田会長】

ありがとうございました。続きまして、東京都総務局人権部長、箕輪委員、お願ひいたします。

【箕輪委員】

総務局人権部でございます。私どもは、いじめ対策をストレートにというよりも、人権尊重の理念をかみ砕いて、他人を大切にする、あるいは自分も大切にする、あるいは違い、互いに寛容である、そういった優しい社会を目指すといった考え方をどう広めていくかというようなことで、様々な取組をしております。人権問題といいましても、女性、子供、高齢者、障害者などなど多岐にわたりますが、その中で子供の人権という一つの大きなカテゴリーを立てて、いじめの問題につきましても人権侵害であるということで、子供の人権のカテゴリーの中で様々な機会で見つけてございます。

こういった啓発が主体でございますが、具体的には、例えば12月1日号の広報東京都、各戸配布されますけれども、その中の人権週間特集、あるいは今日お配りしております「みんなの人権」という小冊子がございますが、こういったところで子供の人権、いじめの問題、あるいはインターネットにおける人権侵害といったことを啓発していった、社会全体で理解を深めていくという手法でございます。

このほかにも様々な人権のイベントをやっているわけでございますが、例えば、毎年、都立高校のお子さん方から、人権メッセージを募集しており、今年は8校にお願いして、教育現場でも考えていただきました。具体的には、例えば一人一人がかけがえのない存在であることとか、他人を傷付けることが起きていないか、いじめや暴力、それから人権を守るために自分ができることは何かといったテーマを示して、先生の御指導のもと、お子さん方が考えていただくといった取組を行っております。その成果物につきましては、イベントでパネル展示をしたり、メッセージ集にしたりして配ってございます。

このほか、今年はやりませんでした。例えば若い人に見てもらえるようにということで、若いアスリート、Jリーガーとかプロ野球選手に映像の中に登場し、いろいろなメッセージを発信していただいて、それを試合会場であるとか映画の事前の広告のときに流したりして啓発してございます。

それから、相談救済という点については、一般的な人権相談ということが中心でございますが、東京法務局とも連携いたしまして、いろいろな相談をお受けして、それをいかに専門機関につなぐかということで連携を図ってございます。お配りした「みんなの人権」の巻末にも、各人権課題の相談機関のリストも載せてございますが、機会を捉えましてこういったリストを都民の皆様にも周知を図るということで、SOSを受けやすいよう間口を広げていくといった試みを地道にさせていただいております。こういったところでございますが、何分広いジャンルでございますので、いかにいじめの問題にフォーカスしてやっていくか、機会を捉えて、チャンスをつかんで効果的にやっていくということが啓発の中では一つの課題かなというふうに思っております。以上です。

【森田会長】

ありがとうございました。ただいま御報告いただきました各行政におかれまして、万全の体制でいじめ

問題の解決を目指して取り組んでいっしょにすることが良く分かりました。ありがとうございます。

続きまして、東京都全体を総括していただいて、東京都の教育庁指導部長から、教育委員会の取組を含めてお話しいたきたいと思います。よろしくお願いします。

【出張会長職務代理者】

本日、委員の皆様、貴重な御意見を頂きまして、本当にありがとうございました。どこの学校でもどの子供にも、やはりいじめはあるという認識の下、皆さんと連携しながら、総力を挙げて学校からいじめをなくしていかなければいけないなと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思っております。

今後のいじめの防止対策につきましては、一層充実させていきたいと思っております。お手元にあります冊子の中の41ページに、平成26年7月に作成いたしました、「東京都教育委員会いじめ総合対策」が載っております。44ページに方向性という形で4ポイントに示してございまして、その一つ目が教員の指導力の向上と組織的な対応、子供からの声を確実に受けとめ、子供を守り通すこと、いじめを見て見ぬふりせず、声を上げられる学校づくりをしていくこと、保護者、地域、関係機関との連携が大事だということを示したところでございます。さらにこれらについて、未然防止、早期発見、早期対応、また重大事態の対処の四つの段階に応じた具体的な取組を明記しているところでございます。この概要につきましては、「東京都におけるいじめ防止等の対策」の冊子の中に全文を掲載しておるところでございますが、本日、先ほどもありましたが、冊子はできていても中身を見てももらえないという話もあったので、東京都教育委員会といたしまして、別刷りとして、A3の両面刷りでリーフレットを作っております。この「いじめを許さない、見逃さない」というリーフレットですが、中ページを開いてもらいますと、そこに概要が示されておまして、その段階別でどういう対応をしていったらいいのかということ具体的に示しているわけでございます。先ほども相原委員の方から、認知件数が先生によってまちまちなのではないかと、要するに、それはやはり捉えようとする先生の資質能力もあるわけでございますが、その際に、今、東京都教育委員会が言っているのは、いじめの件数が多いことをもって、認知する件数が多いことをもって、その学校や学級に問題があるという捉え方をするのをやめましょうということ、各区市町村などにもお願ひしているところでございます。これについては、認知件数を4月から6月までを調べたデータなどをもって、各区市別の状況などを数値化しておるわけですが、それをもって多いから悪いのではない。やはりそれはある意味で逆に言ったらアンテナが高いのではないかと、そういう捉え方も大事ではないかということ、我々は考えているところでございます。先ほどの意見なども入れながら、今後も考えねばと思っております。

いじめ防止の視点から、学校いじめ対策委員会を支援する措置として、全ての公立学校につきましては、教職員、保護者、それから民生児童委員の方、保護司、子供家庭支援センターの職員、それから児童相談所、児童福祉司、警察職員の関係者で構成される学校サポートチームを設置しておまして、定期的な会合や個別の事案の解決を図るための臨時の会議などを通して、学校と地域関係機関が連携して対応できる体制を構築して、助けられているところでございます。

また、東京都教育委員会では、平成25年度から全小学校、中学校、高等学校にスクールカウンセラーを配置することができました。そしていじめの早期発見の視点から、いじめの認知件数が高い小学校5年生、それから中学1年生、高校1年生、この子供たちを対象に、スクールカウンセラーの全員面接をお願ひしているところでございます。先ほども委員からありましたが、学校によっては、高校などはかなりクラス数多くて、人数が多い中、非常にお忙しい中、スクールカウンセラーの方がその対応していただいているという状況でございます。そういうことで、躊躇なく子供の相談に乗って、状況を把握できるような

体制づくり、環境づくりが大事だと思って取組を行っているところでございます。

さらに、早期対応の視点からは、東京都教育委員会は、いじめに対する具体的な行動の取り方や相談先などを記載した「いじめ防止カード」を作成しております。ここに、いじめゼロ宣言など具体的なメッセージを通して、子供たちに働きかけをしています。子供たちがいじめを目にしたときは、また加害の子供にいじめをやめるよう働き掛け、被害の子供をいたわり、励ますなどの行動をとったりできるように、各学校でこのカードを活用していただくようお願いしているところでございます。

一方、都教育委員会は、毎年度、公立学校で実施している「いじめ総合対策」の推進状況について調査をしておりまして、全ての教職員による組織的な対応を徹底されること、それから子供にとって相談しやすい環境を一層整備すること、それから地域や関係機関との連携を強化すること、いじめの解決に向けて子供たちが主体的に行動しようとする態度を育成することなどが今後の課題として明らかになっているわけでございます。これらの課題を踏まえまして、専門家会議であります「いじめ問題対策委員会」から、各学校に設置されています「学校いじめ対策委員会」を核に組織的対応が確実に行われるようにするため、教職員研修センターで実施する教職員研修を充実させることや、先ほども出ています、スマートフォンから、直接東京都いじめ相談ホットラインに相談できるアプリケーションの開発を予定しているところでございます。具体的ないじめの事例などを入れまして、子供が見やすい形の中で、それを見て悩みをすぐ解決できるような形でホットラインにつながるようなものを、今年度中に作っていきたいと思っております。

子供同士が話し合っただけで問題を解決できるようにすること、これも非常に重要だと思います。先生、それから保護者、地域の方の目もありますが、最後はやはり自立した人間になっていくためには、子供たち自身が話し合い、解決していくということも、主体的に活動していくことが大事だと思っておりますので、そういう指導事例を作成いたしまして、教職員が活用できるようにすることも必要だと思っておりますのでございます。

机上に配布しているもう1枚のリーフレットでございますが、「学校いじめ対策委員の効果的な活用」と題して、対策委員からの御提言も踏まえて作成したのになっております。今後、これらの提言を踏まえまして、教育委員会で新たな「いじめ総合対策」の第2次を策定してまいりたいと思っております。先週の教育委員会に第2次の案を出しておりますので、今、パブリックコメントを取っているところでございますので、またお時間がありましたら見ていただきまして、御意見を頂ければと思っております。今年度中に策定いたしまして、来年の4月から全公立学校でその対策に基づいて取組を実施する予定でございます。

先ほど、アンケートのことなども出ていたんですが、区市町村教育委員会もひな形などを作りながら、事例に応じた対応をしているところでございますが、先ほどの冊子で言いますと、68ページのところに、都教育委員会としてもひな形を作ってお示しをしています。いじめ実態調査における児童・生徒対象アンケートとか、69ページのところでは生活意識調査という形で、ストレートにいじめと聞くのではなくて、日ごろの状態はどうかというところからじわりと聞いて実態を確認していくという形で、これは国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センターなどで出しているものも参考にし、学校に示しています。

いずれの取組につきましても、学校のいじめの防止のために、真に成果を上げるためには、本日おいでいただいた皆さんが所属される組織のお力をお借りすることが不可欠だと思っております。今後とも、東京都教育委員会や各学校の取組も御支援、御助言いただければと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。私からは以上でございます。

【森田会長】

ありがとうございます。

皆さん方から、より一層連携を強化する関係団体の連携に向けて、今後どういう取組や方策があるのか。今日のいろいろな御意見を参考にさせていただきながら、少し時間をとりたいと思いますので、限られた時間でございますが、どなたかお願いしたいと思います。よろしゅうございますか。

【前島委員】

関係機関と連携していくためには、まず学校でいえば、校内がしっかりしなければいけないかなと思います。私の学校では、スクールカウンセラーが毎週火曜日来ているのですが、その時には必ず校内委員会、子供支援委員会という委員会を設けて、いじめだけではなく、発達障害とか不登校とか虐待とかそういった問題について、個々の課題を明確にして、その対応について、担任のレベルでどういう対応をしているのか、それでいいのかどうか、外部と連携したらいいのかということなどについて、個々の事例ごとに細かく見ていくことがとても重要だと考えています。必要であればカウンセラーにコンサルテーションしてもらって外部とつないでもらうとか、あるいは管理職がつないでいく、あるいは生活指導主任がその外部機関に事案をもって行って相談をしていくというようなことがあるので、まず校内をしっかりさせるということが必要かなと思います。

二つ目は、日頃の関係がやはりとても重要であると思います。何か事が起こって、重大事態が起こってサポートチームを招集するという場合においても、やはり普段のフェイス・トゥ・フェイスの関係はとても重要でありますので、管理職とか、あるいは生活指導主任が、区市町村や学校地域によって大分状況が違うと思うので、どんな機関があってどういう機能をもっているのか、どこに頼んだらいいのか、担当者は誰なのかということ、それを知っておくことがとても重要なかなと思っております。先ほど本市の伊藤委員がお話になった三者協があったり、多摩市が入っている第九方面の学警連があったり、そういったいろいろな機会があるので、そのときに関係の方と顔つなぎをしておいて、それを例えば生活指導主任や校長会の中で広めていくということがとても大切なのかなと思っています。

最後に、先ほど相原委員から、いじめられている子供の課題についてもいろいろ対応しているという話がありましたが、私の考えですが、基本としては、いじめ問題が解決するまでいじめられている子の課題については触れないようにしています。なぜかという、やはりどんな理由があってもいじめてはいけないわけで、いじめが解決した後にその子の問題について、課題については考えていくということで、同時進行ということは基本としては余りないと思っています。やはり、いじめが全て解決した後にその子の問題をやっていくことが基本方針ではないかなと思います。以上でございます。

【森田会長】

他に御意見はございますでしょうか。どうぞ。

【池本委員】

東京都公立高等学校PTA連合会ですが、スクールカウンセラーの件に関してお願いがあるんですが、特に高校生ともなると、スクールカウンセラーの先生によって、女の子の場合に、やはり男性のスクールカウンセラーだとなかなかものを申しにくい部分があるということ、実は生徒さんから聞いております。確かに全校配置で体制はできているのですが、学区内で、うまく男性、女性のスクールカウンセラーの割り当てというんですかね、そこをうまくローテーションしていただくと、この日は女性のスクールカウンセラー、この日は男性のスクールカウンセラー等の配分があれば、もっと利用する場面が多くなると思います。以前は男性ばかりでして、本校において、非常に女性の方からはなかなか相談しづらい女性特有の話というのができない部分があると思うんです。そういうところは是非御検討いただいて、お願いした

と思います。

それと、先ほど人数が多いとグループ面談という形でというお話がありましたが、これも実はグループというのは、高校生ともなるとあまり望ましくないという声も挙がっております。ですから、そこも人数配分、大体普通科ですと、1学年は300人近くございますので、その辺りの御配慮もいただけると、もっともっとスクールカウンセラーと生徒並びに先生が密な情報交換をできるのではないかなというふうに考えております。

【森田会長】

ありがとうございました。大変貴重な御意見。石川委員の方から、はい。

【石川委員】

スクールカウンセラーについて、ありがとうございます。学年260人以上のところには、1時間単位で少しスクールカウンセラーを加配、同じ人間が他の曜日に行くというようなことなんですけど、そんな御配慮はいただいているんですが、しかし260人なので、なかなかというところがございます。

グループ面接は、確かにいろんなことが絡むことが多いので、担任の先生方とこういうグループでやったらいいだろうと、余り名簿順とかですと差し障りもあることがあるので、いろいろ配慮はしているんですけども、なかなか人数規模とやり方は、3年目が終わるんですけど、いろんな課題があるとは思っております。

それから男女比、確かに御指摘いただいた、それは配置のことなので、私どもが何か言えることではないんですけども、大体御参考までに言いますと、スクールカウンセラーの2割2分くらいが男性で、大分増えてはきたんです。8割弱が女性というような配分にはなっておりますので、多少、確かに高校生あたりになると女性ならではの相談などもあるので、御指摘ももっともだというふうにかがいました。ありがとうございます。

【森田会長】

ありがとうございます。それでは、最後、お一方いらっしゃったら。どうぞ。

【有馬委員】

学校現場では、いじめの問題もさることながら、児童虐待、子供たちの問題行動、あるいは発達障害の子供たちへの対応、様々な課題を抱えている状況がありまして、特に若い先生たちは何に対してどう対応するかということ、我々の時代よりはるかに知識を蓄積していかなければ、指導を開拓していかなければいけない時代になっているんですね。私が学校現場にいつも申し上げるのは、いろいろな課題について、非常に難しいシステムとか仕組みがありますよね。これに捉われてしまうと、結局最初の打つ手が遅くなってしまうケースがあるんです。だからとにかく学年主任の先生と副校長先生、この最低3人でケース会議をやれと。まず情報共有が大事です。そうすると、学年主任の先生、あるいは副校長先生というのは、様々な関係機関との連携のノウハウをもっていらっしゃるわけですから、それだったら僕が伝えるよ、それはちょっとこういう会議を開かなきゃいけないねとって、対策が広がっていくんですが、その最初の一手なんですね。だから、どんな課題でもいいから、三人寄れば文殊の知恵というわけでもないですけども、小さなケース会議をとにかく開くということがスタートなのではないかなと思っておりますので、何らかそういうことについて、東京都の資料にも反映していただくとありがたいなと思っております。

【森田会長】

ありがとうございます。大変重要な御指摘だったと思います。時間が参りましたので、ここで今日は会議を終わらせていただきます。

最後に皆さん方から頂いた御意見に関連して私なりに意見を述べさせていただきます。私は文部科学省のほうのいじめ問題対策連絡協議会という、やはり同じような国のレベルの協議会で出ており、これまでの3年間の実施状況を検討させていただいて、先般、取りまとめの報告書を出させていただきました。機会がありましたら、サイトにも載っておりますので、是非とも御覧いただきたいと思います。大体皆さん方の今日出していただいた問題点、課題と、共通するところが随分多く含まれております。最初に教育長が御挨拶なされたことを含めて大きく三つの点があるかなと思います。

最初は認知の問題。このぶれが非常に大きい。統計で表れた認知のぶれですが、例えば教育長が東京都内の認知率の差というのをおっしゃったように、区市町村でも非常に大きな開きがあるということは、先生方の認知にも非常に大きなぶれがある、このぶれがあるということは非常に問題であります。やはりそのぶれを狭めて、ギャップを埋めていただかなければいけない。法律というのは、非常に広い定義をもっております。この認知に関しては、私は3層の構造があると思うんです。一つはコアに、誰が見ても重篤な深刻な被害だなど。文部科学省も平成17年度まで深刻な被害という言葉で定義の中に入れていた。しかし、今日では皆さん方、大変理解が進みまして、それぞれなりに日常の感覚で、「いじめ」というのは日常の言葉ですので、軽いものも深刻なものも含めてそれぞれなりにいじめのイメージをもっていらっしゃる。これがまたさらにでこぼこがあるんです。この2層目の外側に非常に包括的ないじめという法律の定義がございます。この三つがあって、ぶれというのは、それぞれの先生は一生懸命捉えていらっしゃる、いろんな理解をされている。それと幅広い法律の定義との間のギャップがございます。これをいかに埋めていただくか。そして埋めるためには、感性が当然伴わなければいけない。それを磨いていただきながら認知率を高めていただくということが対応にとって一番重要な一つ最初の出発点かと思えます。

それから、3点あると言いましたが、2点目は基本方針、これは各学校に義務付けられていて、それぞれ皆さん方が策定されておられます。ところがこの基本方針、これは国全体で眺めてみましても、策定されてから3年間見直しがない、そのままというところも、随分散見されます。しかもそれは具体的で実効性のある方針でなければいけない。その実効性をいかに高めていただくかということ、これが非常に大事だと思います。今日いろいろと御審議の過程で、実効性ある具体的な取組というのが随分出てまいりました。こういうのを更に広めていただきながら、その方針に基づいて年間の計画、あるいは年間のプログラム、あるいはそれに基づく指導案というところまで具体化しないと、制度はあっても、あるいは方針はあってもそこに魂が入ってこないという実情がございますので、この辺はやっぱり意識しながら、実効性のある具体化を図っていただきたいということが2点目です。

もう1点目は組織。組織対応というのをこの法律では求めております。しかし、これまでの先生方の感覚の中では、個人の分掌や個人の力量に委ねてきたというところが、ずっと教育界全般にありますので、組織的対応がなかなかうまく進まないというところがございます。随分これは浸透してきましたので、先生方もお忙しいけれども、そうやって組織的に対応していただいておりますが、やはり多忙ですので、どういうステップで、どういう具合にしていくのかというのを、校内でルール化するなり、あるいはマニュアル化するなり、それぞれの学校の実情、マンパワーがございますので、組織が動くように、機能するように、ひとつお図りいただきたいというのが、3点目でございます。

まだまだいろいろな点がございますけれども、そうやって更にいじめへの取組というものを充実させていただくというのが国の考えでございますし、この連絡協議会の一つの大きな目的でございますので、引き続き皆さん方の連携強化に向けて、一層の取組の充実に向けて、御尽力をお願いしたいと思います。

本日はどうも御協力ありがとうございました。大変意義深い御意見と取組の御紹介は、私も随分参考に

なりました。ありがとうございました。それでは進行を事務局の方へお返しいたします、

【事務局（小寺主任指導主事（生徒指導担当））】

会長、そして委員の皆様、本日は貴重な御協議を賜りまして、ありがとうございました。頂戴いたしました御意見を踏まえて、私ども東京都として、今後とも対策に万全を期してまいりたいと考えております。以上をもちまして、本日の東京都いじめ問題対策連絡協議会を終了いたします。